

# 利用者のために

## 1 調査の目的

本調査は、世帯における食品ロスの実態を把握し、食品の食べ残しや廃棄の減少に向けた取組等に資することを目的としている。

## 2 根拠法規

本調査は、統計法（平成19年法律第53号）第19条第1項に基づく総務大臣の承認を受けて実施した一般統計調査である。

## 3 調査機関

本調査は、農林水産省大臣官房統計部及び民間事業者を通じて実施した。

## 4 調査の範囲及び調査対象

調査の範囲は、住居及び生計を共にする者の集まり又は独立して住居を維持し、若しくは独立して生計を営む単身者の世帯（家族と一緒に間借りや同居しているもの及び一人で1戸を構えて暮らしているものも含む。）とし、民間事業者がインターネット等により公募し作成した標本抽出名簿から、346世帯を選定した。

世帯員構成別・調査世帯数は次のとおり。

計	単身世帯	2人世帯	3人以上世帯
346	36	168	142

なお、前回平成21年度調査では、調査世帯数680世帯（単身世帯：40世帯、2人世帯240世帯、3人以上世帯400世帯）で調査を行った。

## 5 調査事項

世帯における食品の使用状況（下処理をする前の重量又はそのまま食事に提供した重量、調理時に食べられない部分として取り除いた重量、食べ残して捨てた重量及び賞味期限切れ等で食卓に出さずにそのまま捨てた重量）

## 6 調査期間

平成26年12月を調査月とし、連続した7日間（1週間）とした。

なお、前回平成21年度調査では、年4回（6月、9月、12月、3月）各月の連続した7日間（1週間）を調査した。

## 7 調査方法

民間事業者が調査対象に対し調査票を郵送し、調査対象が記入した調査票を郵送により回収する自計調査の方法により実施した。

## 8 集計方法

- (1) 世帯計は、346世帯分のデータを単純平均により算出した。
- (2) 世帯員構成別、世代構成別、食事管理者の職業の有無別、食事管理者の年齢階層別及び食事区分別の結果は、346世帯分のデータを各表章区分ごとに集計し、単純平均により算出した。
- (3) 世帯食一人1日当たりの食品使用量及び食品ロス量は、各表章区分ごとに当該世帯員数で除して算出した。
- (4) 食品ロス率は、以下のとおり算出した。

$$\text{食品ロス率} = \frac{\text{食品ロス量 (食べ残し重量+直接廃棄重量+過剰除去重量)}}{\text{食品使用量}} \times 100$$

## 9 目標（実績）精度

本調査では、目標精度は設定していない。

## 10 統計の表章

統計表章に用いた区分は以下のとおりである。

### (1) 世帯員構成区分

世帯員構成	定義
単身世帯	世帯員が1人の世帯
2人世帯	世帯員が2人の世帯
3人以上世帯	世帯員が3人以上の世帯

### (2) 世代構成区分

世代構成	定義
単身世帯	世帯員が一人の世帯
1世代世帯	夫婦など、単一世代の世帯員のみからなる世帯
2世代世帯	夫婦と子、夫婦と親など、2世代の世帯員からなる世帯
3世代以上世帯	夫婦、子、親など3世代以上の世帯員からなる世帯

## 11 用語の解説

### (1) 世帯食

家庭において、朝食、昼食、夕食及び間食（朝食、昼食及び夕食時以外の調理、飲食であって、下処理や後の食事のため飲食せずに調理のみ行ったものを含む。）のため、調理、飲食したものをいい、惣菜、弁当などを購入して家で食べた場合を含む。

なお、外食、学校給食等により飲食したものは除く。

## (2) 食品使用量

家庭における食事において、料理の食材として使用又はそのまま食べられるものとして提供された食品（以下「使用・提供された食品」という。）であって、魚の骨などの通常食さない（食べられない）部分を除いた重量をいう。これには、本来、食品として使用・提供されるものが、結果的に賞味期限切れ等により使用・提供されずにそのまま廃棄された食品の重量も含まれている。

## (3) 食品ロス量

家庭における食事において、使用・提供された食品の食べ残し及び廃棄されたものをいい、本調査においては、次のとおり分類した。

### ア 食べ残し

家庭における食事において、使用・提供された食品のうち、食べ残して廃棄したものをいう。

### イ 廃棄

#### (ア) 直接廃棄

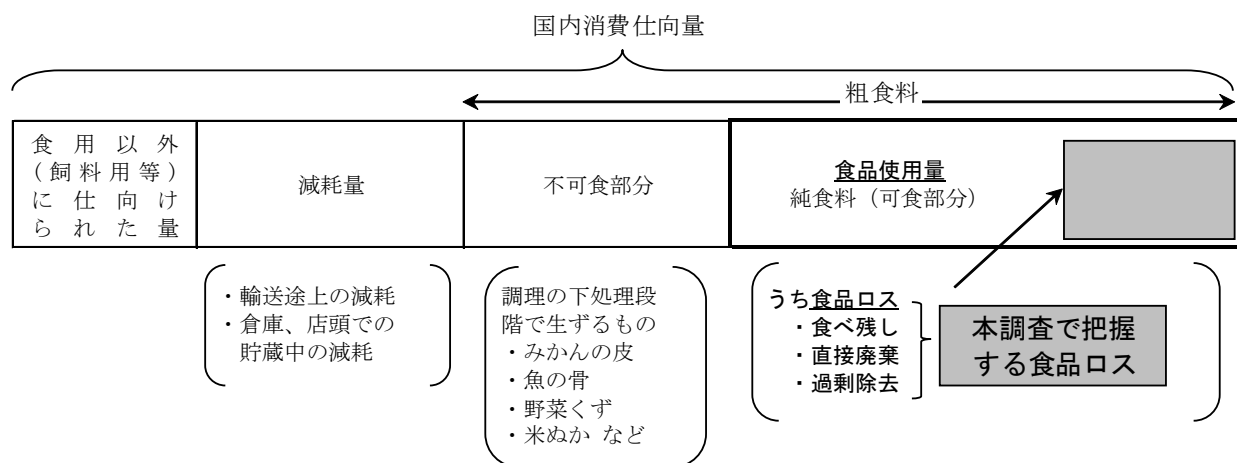
家庭における食事において、賞味期限切れ等により料理の食材又はそのまま食べられる食品として使用・提供されずにそのまま廃棄したものをいう。

#### (イ) 過剰除去

家庭における食事において、調理時にだいこんの皮の厚むきなど、不可食部分を除去する際に過剰に除去した可食部分をいう。具体的には、文部科学省「日本食品標準成分表」の廃棄率を上回る除去をしたもの、油脂類については、「食料需給表」の廃棄率を上回る廃棄をしたものとした。

なお、これには、腐敗等により食べられないことから除去した可食部分も含まれている。

## 本調査で把握した食品ロスの範囲（概念図）



なお、食品区分の分離に当たり、水は本調査において食品と分類していないことから、その重量については可能な限り把握の上、各重量から除外した。

(4) 食事管理者

世帯において、食材の購入、調理などを行う、家庭での食事管理の主体となる者をいう。

(5) 食品・料理区分

本調査に用いた食品及び料理の区分は、別表1及び2のとおりである。

## 12 統計表の見方等

(1) 食品別の結果については、食品によって出回り時期が限られるものもあり、今回の調査では出現しなかった食品もあることから、必ずしもその食品の平均を現していない場合も想定されるので留意されたい。

(2) 統計数値については、表示単位未満の数値を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

(3) 統計表中に用いた記号は、次のとおりである。

「－」：事実のないもの

「0.0」：単位に満たないもの（例：0.04%→0.0%）

(4) 本統計の累年データは、農林水産省ホームページの中の統計情報に掲載しています。

【 <http://www.maff.go.jp/j/tokei/> 】

この結果の分野別分類は「その他（食料需給表、産業連関表、食品産業、環境など）」に分類しています。

## 13 問い合わせ先

農林水産省 大臣官房統計部

生産流通消費統計課消費統計室 価格・消費動向班

電話：(代表) 03-3502-8111 内線3718

(直通) 03-6744-2049

別表1 世帯調査における食品区分

食品区分	主な食材
穀類	玄米、精米、もち米、押し麦、米粉、小麦粉、めん類 など
でんぷん	タピオカ、くず粉、かたくり粉、コーンスターチ など
豆類(乾燥子実)	だいず、あずき、いんげん、落花生 など
野菜類	だいこん、かぶ、ごぼう、れんこん、さといも、やまのいも、はくさい、たけのこ、つげな、キャベツ、カリフラワー、レタス、たまねぎ、にんにく、らっきょう、もやし、きゅうり、なす、スイートコーン、そらまめ、えだまめ など
うちいも類	じゃがいも、さつまいも
緑黄色野菜類	にんじん、ピーマン、トマト、ほうれんそう、ブロッコリー、かぼちゃ など
きのこ類	生しいたけ、なめこ、えのきだけ、ひらたけ、まつたけ、しろもぎたけ、まいたけ、しめじ など
果実類	かんきつ類、りんご、なし、かき、もも、おうとう、ぶどう、メロン、すいか、いちご など
肉類	牛肉、豚肉、鶏肉などの生鮮・冷凍品
卵類	鶏卵、うずら卵などの生鮮卵
牛乳及び乳製品	牛乳、チーズ、バター、ヨーグルト など
魚介類	魚、貝、いか、たこ、えび、かになどの生鮮・冷凍品
生鮮海藻類	生わかめ、生ひじきなどの生鮮品
砂糖類	グラニュー糖、ざらめ糖、黒砂糖 など
油脂類	サラダ油、ごま油、オリーブ油、牛脂、ラード、マーガリン など
調味料類	みそ、しょう油、ソース、マヨネーズ、ケチャップ、ドレッシング、めんつゆ、焼肉のたれ、食酢、食塩、うま味調味料、風味調味料、カレールー、シチューミックス など
調理加工食品	
ごはん類	ごはん(白飯)、寿司、ピラフ、チャーハン など
パン類	食パン、菓子パン、惣菜パン、ドーナッツ など
かん・びん詰	水煮、油漬け、シロップ漬け、調味調理品のびん詰及び缶詰
冷凍品	冷凍食品、冷凍調理食品
レトルト	カレー、シチュー、どんぶりの素などのレトルト食品
惣菜・加工品・その他	サラダ、煮もの類、揚げもの類、豆腐、納豆、ハム、ベーコン、水産練りものなど
菓子類	米菓、和菓子、洋菓子、中華まん、スナック菓子 など
飲料類	清酒、ビール、ウイスキー、ワイン、焼酎、炭酸飲料、果汁飲料、コーヒー飲料、茶系飲料 など

別表2 世帯調査における料理・食品区分

料理・食品区分	主な料理・食品
米が主体の料理	ごはん(白飯)、赤飯、おにぎり、炊き込みごはん、寿司、お茶漬け、雑炊、チャーハン、どんぶりもの(カツ丼、中華丼など)など
パン類	自家製パン、トースト、サンドイッチ、ピザ類、ホットケーキ、食パン、菓子パン、惣菜パンなど
めん類	うどん(うどん、きしめん、ほうとうなど)、そば、そうめん、パスタ、ラーメン、焼きそば、即席めんなど
いもが主体の料理	焼き芋、ベーكدポテト、肉じゃが、大学芋、ポテトサラダなど
豆及び豆腐が主体の料理、加工品	煮豆、豆のサラダ、納豆、冷や奴、生揚げ、麻婆豆腐、揚げ出し豆腐、炒り豆腐、卵の花、ゆば料理など
野菜類が主体の料理、加工品	野菜のあえもの(白あえ、ゴマあえなど)、野菜の煮もの、野菜の炒めもの、野菜のサラダ、野菜の漬けもの、野菜の佃煮、生野菜など
きのこ類が主体の料理	きのこの炒めもの、きのこのサラダ、きのこの佃煮など
果実類、加工品	フルーツサラダ、ジャム、果実類、果実の漬けものなど
肉類が主体の料理、加工品	焼肉、ハンバーグ、ステーキ、角煮、とんかつ、肉団子、牛肉加工品、豚肉加工品、鶏肉加工品など
卵類が主体の料理、加工品	卵焼き、目玉焼き、オムレツ、茶碗蒸し、鶏卵、卵類加工品など
牛乳及び乳製品が主体の料理、加工品	ミルクケーキ、ホワイトソース、牛乳、バター、ヨーグルトなど
魚介類が主体の料理、加工品	刺身、焼魚、煮魚、魚のフライ、魚介のマリネ、魚介類加工品など
海藻類が主体の料理、加工品	サラダ、佃煮、のりなど
みそ汁、スープ類	みそ汁、吸いもの、ポタージュスープ、コンソメスープなど
主体となる食材のない料理	おでん、鍋もの、カレー、シチュー、天ぷら・揚げものなど
菓子類	米菓子、和生菓子、洋生菓子など
飲料類	お茶、コーヒー、ココア、ジュース、酒類など
その他食品、加工品	米飯弁当類、めん弁当類、ぎょうざ、シュウマイ、お好み焼き、コロッケ、かん・びん詰、冷凍調理食品、レトルト食品など